

## 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社理事の職務及び権限に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社定款（以下「定款」という。）第25条の規定に基づき、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに理事長、副理事長及び専務理事をいう。

### (法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及び公社が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める公社の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (理事)

第4条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事は、非常勤とする。

### (理事長)

第5条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、公社の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。

### (専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、公社の業務を執行する。
  - (2) 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
  - (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 専務理事は、第4条第2項の規定にかかわらず常勤とする。

### (代行順序の決定)

第8条 第6条第2号及び第7条第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

### 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。